

議案第70号

十和田地域広域事務組合の共同処理する事務の変更及び十和田地域広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十和田地域広域事務組合の共同処理する事務を変更し、十和田地域広域事務組合規約（昭和47年青森県指令第4533号）を別紙のとおり変更するものとする。

令和2年12月3日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

十和田地域広域事務組合の共同処理する事務に、し尿及び浄化槽汚泥に関する事務を加えるとともに、監査委員の選任の方法を見直すこととするため、同組合規約の変更について提案するものである。

十和田地域広域事務組合規約の一部を変更する規約

十和田地域広域事務組合規約（昭和47年青森県指令第4533号）の一部を次のように変更する。

第3条の表4の項中「一般廃棄物処理施設」の次に「並びにし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の前処理（十和田市が有する終末処理場に投入するための処理をいう。以下同じ。）を行う施設」を加え、同表5の項中「に関する事務並びに」を「（し尿等にあつては、前処理に限る。）に関する事務、」に改め、「許可に関する事務」の次に「並びに浄化槽清掃業の許可に関する事務」を加える。

第15条第2項中「十和田市代表監査委員」を「十和田市の代表監査委員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同市の代表監査委員が地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の2第1項の規定により組合の監査委員となることができないときは、同市の代表監査委員以外の監査委員をもって充てる。

第15条第4項中「代表監査委員にあつては十和田市代表監査委員」を「十和田市の代表監査委員である監査委員又は同市の代表監査委員以外の監査委員をもって充てる監査委員にあつては同市の監査委員」に、「代表監査委員以外の」を「組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「十和田市代表監査委員である監査委員」を「十和田市の代表監査委員である監査委員又は同市の代表監査委員以外の監査委員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、監査委員が前項の規定により選任される場合は、監査委員の協議によって定める。

第15条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、十和田市の代表監査委員である監査委員及び同市の代表監査委員以外の監査委員が地方自治法第198条の2第1項の規定により組合の監査委員となることができないときは、

監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

(事務の承継)

- 2 十和田地域広域事務組合は、令和3年3月31日をもって解散する十和田地区環境整備事務組合の次に掲げる事務（三沢市に係るものを除く。）を承継する。

- (1) 決算の認定及び基金の分配に関する事務並びに六戸衛生センターに関する事務

- (2) し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の前処理（十和田市が有する終末処理場に投入するための処理をいう。以下同じ。）を行う施設の設置及び管理運営に関する事務

- (3) 十和田地域広域事務組合管内における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づくし尿等の収集、運搬及び前処理に関する事務

- (4) 十和田地域広域事務組合管内における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づくし尿等の収集、運搬又は処分を業とする者に関する事務

- (5) 十和田地域広域事務組合管内における浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく浄化槽の清掃を業とする者に関する事務